古今集序

第八註

古今和歌集序註第八

いうまでもなくこれは古今集序の
ら清御時よりそひろまりまさる
う此御代まで世の心をさとりて
ものとらまんの此御時より始まる正三
らくあるべきものの人まねん世に
ひとりとなりぬる
なる此御つぎに付て数多の
異流ともいでもまねびの文武
天皇此御事ぞ人丸文武天皇

めしたまふ〜大和物語なんも
同云裏名序云平城天皇と云ふ
なるべし何文武といふんや文武天皇ハ
人王四十二代聖武帝也平城天皇ハ人
王四十一代の聖帝也とそる十代の
相違なる十代の号其異百十
年也と十代と云ふ
文武天皇 治世十一年 人王四十二代 元明天皇 治世七年 人王四十三代
元正天皇 治世九年 人王四十四代 聖武天皇 治世九年 人王四十五代
孝謙天皇 治世十年 人王四十六代 淳仁天皇 治世六年 人王四十七代
稱徳天皇 治世五年 人王四十八代 光仁天皇 治世十二年 人王四十九代
桓武天皇 治世五年 人王五十代 平城天皇 治世四年 人王五十一代
文武と平城しのるるもとも
とる道なり
答云裏名序云平城天皇と云ハ
万葉集撰ばれしもとすなわち
なるべし今此俗名序なるべし御時と
云ハ文武也云ハ人先乃御時の事
を合て書つと一説云万葉集と
平城乃御時と序に書る歟

桓武御時
同天皇万葉八文武天皇御御時尼大
伴宿禰諸兄ニ命シテ撰ビ始メ序
ノ言ハ二百首ノ歌ヲ集メ万葉
集トナヅケタリ行ハレズ光仁
天皇ノ時ニ大伴宿禰家持ニ命ジテ
昔ノ文武天皇ノ御時ニ万葉
集ヲ撰ビシ如クニシテ一千余首
撰ビ雖然文武ノ御時ニ成ル歌
武御時ノ一千余首ノ諸兄ガ

作付テ撰副ル聖武御代ノ間
不成就ノ御時ニ前御心諸兄ト蒙
手ヲ受ケ者謙淡路稱徳光仁
御代ニ撰ビテ桓武ノ御時ニ万葉
集ノ入二千余首ヲ撰副ル序
序ハ二百万葉集ト云中ハ百ノ
ノ歌ヲ万葉ト名
付テ四百万葉ヲ集テ二百葉ト
ナリ四十三百九十六
首ヲ以テ成就ノ歌ニ付テ

[illegible]
は極武平城と云ふ書にて
[illegible]
天皇位に[illegible]
成就を以て[illegible]極武
[illegible]一巻を人王四十一代淳和平
城天皇位に[illegible]撰[illegible]
[illegible]
同じ事に[illegible]
[illegible]

段淳和の[illegible]
集[illegible]
一千余撰[illegible]
[illegible]
今又極武平城天帝に[illegible]
[illegible]段[illegible]
[illegible]一百[illegible]集[illegible]
就[illegible]付て[illegible]
[illegible]四千三百九十六首
[illegible]

若公頼を心とし云々とも事ま
ことに〳〵しきまは今まは行りと
きこえ人〳〵て家〳〵そも堂〳〵そ
はりつけとたてんかりひて往生
きそこを家をもはりつけ堂塔て
あてさんまは家〳〵をつくりて
後自余人此事の人れそりり
はりつけをあらうていかく
作りそをんなを往生ま
此〳〵往生そりらるのはそもを
人をやを家れわるのとまつき
を家そを堂をも後をる
人はをひをつくり文武の
往生の願をもて往生海と
いをも地集ををかりしふ往りり
はを時の往海つをとしつを海の
やふ成就せる時の極楽浄土
をもをを万有ををををを
をりせいををををの文武
聖武の時はをはをを備り

云へしと云り世取一旦いとしたりと
あれ申しと段文武二帝武天帝
の御代八万首を集んと仕りし
さるるとて集一万首を書さ
るるとて不成就ゆえ忘れの極武
平城天帝代一万首更集んと
一万余集しいとんとあるとも
只一万八千の集計集られ一万余と
云りしと云りしも段御平意ゆえ
此天帝代御意と段御ゆるされ
此天帝代以成就せりゆえ云り
問云いはるるより傳る御ゆえ段
下照姫代まで素盞嗚尊より
時代とは御ゆえや
答云下照姫素盞嗚尊より
なりて代々代御ゆえ此道を
わるるとは代々代御ゆるるより
さるとは此子孫代々代を
云心云中代素盞嗚尊代此一首
代寄代とあるは一代を云心なるの

御門ハ人丸か寺乃ふるさとて寿成
善悪ゆしまきは御わたしけ是この
御代より此寺ひろまりて撰集ハ
ならのみかとの御時ゆ三代の御門と
中ハ三代をいふ文武聖武平
城をいふ也　天武天皇御製云
龍田川紅葉乱流高梨
渡波錦中武絶南
聖武天皇御製云
銀之目貫之太刀尾佩帯

奈良都尾練流波誰子曽
平城天皇御製云
舊里戸奈梨尓志平城都尓毛
色不変花者開計梨
奈良の御門と申すは三代の帝也
同く人丸もならの御門につかへ奉りし也
大和物語　拾遺集なとにいれたり
万葉集は藤原奈良の御時と
いへり此事いふ
又云人丸ハ文武天皇御時

御子の御祝ありとて
持統天皇の御時石見國堵波
郡橘庄山里に郷戸なる民
の家に後園と云所に年二
十四の女子の男を生しを
家主同じ行人と云ふ行人
知らず行宣りいはく
行人を必ず神と云ふ先
を一ときいさぎよく
行の義なりと云ふ

よりて家主帝に奏
申御子の石を申
久しく養ひ
給ふ所に
所作より
男を生ず所作
此女人を
此男人と云ふ
九の一切の財を
人の代に御子仕
とぞ云ふ

持統天皇 天智天皇
人王四十一代 治世十年
文武天皇 天武天皇 人王四十二代 治世十一年

元正天皇　天智天皇第四皇女　四十三代治世七年

元正天皇　草壁皇子の女子　治世八年

聖武天皇　文武天皇の子　治世廿六年

平城天皇御作の歌集に云

持統文武聖朝に仕へ新田高市王なるわらべ

或云敏達天皇御時に当つる柿

樹わらふとして柿本を名とす

大夫は是人位の大夫なるべし云

世人多く大夫号を稱ず人位是

僻事也所謂此人は金紫光銀大

夫也此金紫光銀大夫也此金紫

光銀大夫は民部卿居名也或曰百

贈官大春日の祖天足彦國

押人命云後也所以天智天武

持統文武元明元正聖武朱の

号人名也或傳云大唐此人者

遣唐綴和什而廷建六義廣

業晉漢九流兼通百家所以

播德於一天之中振名於西朝

間、可謂諸道之宗道、一万人伏崇
也、凡愚難測、短筆已記者、
聖者俗通、云聖者教、謂以其
用教、知情通天地暢、一万物、
易云聖者与天地合德、与日月
合明、与四時合節、与鬼神合吉
凶、得失者妄雙之義、鷹揚
之意、合者謂合体止之位、
意、一万象集云、華、千龍田川、
迦、應、沖、教、寂、此帝聖武、

龍田川、名、事、沖、神、妄、此、
沖宮、云、山、尒、時、西、降、良、
一、云、[illegible]、位、正三位、授、
問、云、此、位階、郷、補任、不見、
答、云、如、尒、[illegible]、不審、非、平、意、
或、云、持、読、文、武、位、新、四、高、市、王、
[illegible]、或、云、平、阿、天、位、多、
年、致、奉、云、或、云、得、連、府、桃、門、宣
宜、或、云、金、紫、黄、緑、上、階、
刷、五、品、朱、袋、戴、禁、閥、星、

或云淡路ノ国ノ紀家日記ニ
古記云先国郡ニ如此ノ事化人
故見国非ニ連府槻門ニ大臣宮
名ヲ金紫黄緑ハ沖師讀位ヲ五
位ヲ朱紫ハ表衣ヲ又講式云生年
即祥ノ[illegible]之祝
浸漬[illegible]ヲ
人丸墓所事異説多ニ石見國
場池郡山里郷ニ一説摂津国住吉
浦ニ説阿波国里海人ニ説大和国
上郡磯上春道森ニ説近江国高
津摂家ヲ高津摂家ハ石見国ノ
[illegible]ヲ或云長門国稲津里ノ[illegible]
[illegible]ノ高流ハ石見國ニ高津摂家
[illegible]ヲ云ヲ[illegible]摂家ヲ
[illegible]國ノ[illegible]ハ[illegible]國ノ[illegible]
云石見国ノ[illegible]ハ石見国ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
近藤言ノ人ノ[illegible]
[illegible]二説ノ事ハ[illegible]

延喜聖主ましまさんとおもひ
給ひて石見國に御ぐしをおろ
させ給ひ諸々行事を以石見
國と定め給ひて各不
思議なる事ども尋ねさせ給ひ
暇もなくて多く御つかひされ
人丸の御ゆかりとてしたしき
者を御訪ねなる諸卿者
同を流し給ふ人丸の
石見にとどまり給ひしなり

とり給ふ月をひとりもたん
人丸ゆかりとて云ハ
世の例なりと云心也 高市の
然備有先師柿本大夫高振神
かゝる思ひ歩古今之間
先師ハ論語温故知新可以為師
一事ハ此ハ歩古今之間と云ハ
中ハ遠人ハ對てひとりと云也
古今ハ近人の事なり故也
一事云此ハ歩古今と云事

を法華と今も天下に弘まる人九
得わりし云事
伝云如音菩薩化身也赤人を
勢至菩薩化身也勢至第六我
朝不應御生故化身赤人出
生不法也いと法命終乃至
いくさ也人九儀軌云欲得
寿遊花遍懸我影毎日卯時
ゝ汲卯方水備供具ゆは
のくし云寸三反唱て南無仏
音菩薩と百反唱ゝ事
三年近くは三月の中小と證
理法既ゝ
大夫顕重世人九法ゝ
如乃仏音菩薩と寄法人九を
一福書ゝ
度席法ゝ人九を度席法
僧師して書て供具ゝ
特俗ゝ辻風吹ゝ
吹行ゝ後顕重仁者ゝ

[illegible]八位表明神[illegible]ひ[illegible]より繪
[illegible]けて[illegible]りいふ[illegible]て[illegible]
[illegible]と[illegible]此世れ[illegible]
[illegible]て[illegible]と云[illegible]
[illegible]ら[illegible]ら[illegible]
[illegible]の
[illegible]て神を[illegible]
[illegible]て[illegible]秘[illegible]
[illegible]社[illegible]
[illegible]一[illegible]云
[illegible]集[illegible]平城[illegible]時と[illegible]
[illegible]勅[illegible]桓武[illegible]時と

[illegible]云[illegible]高野[illegible]
天皇[illegible]時[illegible]建[illegible]京
[illegible]至桓武天皇[illegible]十代[illegible]
[illegible]京[illegible]雖然[illegible]文武二代[illegible]
尚[illegible]藤原[illegible]元正天皇[illegible]後
正[illegible]平城[illegible]
武平城奉号[illegible]帝[illegible]
[illegible]云[illegible]
[illegible]
[illegible]

ありひかるハ皆偽りにて候也とあるか
されと臣と成まして弓はひきつと
云ふ根拠流派弓の本意と云ふに
あらさるや
蓋云此路ハいまた六藝を未辨さへ
六の中ふたつ人弓ハ何ハ花をもちてと
ひく事は錦といはん事ありて
疑しつゝふ行ひたるて候ふ始
るゝ弓の術を得て也
されともさためたる人弓すそも

今の事をあるは見て云記して候か
まつ古のまさ故ハ弓は事と云ひて
已ハ君臣ひとつ也と云ふへし
貞観政要云 君臣同体以臣
耳を以耳とし云ふへし人とは
とて諸一切君を仕へるハ
是まし君と臣合射の義也文
武の人をハ御師範とまなふ
必まつあらす南庭に花を
人ほし時も乱のなさを見て

つゝ流を世ゝ思ふに徒ならさらん
帝乃御事ハ文武の御製人丸の哥の
まことたゝしき事を、たゝちに見て心
あはせ合せらるゝ歟十七ゝ君ハ文武也
人丸ハ柱流にて別所に侍く臣人と号之
秋乃夕龍田河に流るゝ紅葉をは御門の御
めには錦と見給ひ　文武天皇御製云
龍田河紅葉みたれて流るめり
わたらは錦中やたえなん
春の朝吉野の山の桜は人丸か心には

雲かとのみなむおほえける　万葉集云　人丸哥云
春七乃吉野の山乃桜花咲は峰に
白雲と見えてこそあれ
又山のへのあか人といふ人ありけり哥に
あやしくたへなりけり
或人云山邊ハ姓也赤人ハ六位か
万葉集云神亀元年冬十月五日
天皇幸紀伊國之時作哥云々國史云
神亀元年冬十月甲子天皇幸于紀伊
国云々今案聖武御時之人ニ似
真名序云

山遐未人者和光他也他者曰千聖
義但之得顯謂之仙得意
謂之真得德謂之聖おのおの
恢之不可多方之教和光和俗
人凡未人のふるまひ未人凡
ふるまひとかくらんとかくらんとなり
世說云香鷹宮元礼与陳之仲舉
語其功德不能定先後參階計之
曰仲舉施於化元礼嚴於掃下化
正難掃下易時人曰不畏論衡
陳之仲舉天下楷模者香之元礼
右顧左眄海内恢恢
時之人失望於高士
芳名乃自之人時所
為之所
ことにうせて
未人の化人をとこの事を尋て可知
もとつきて人凡ハ未人のふるまひ
ゆゑ中ほどに未人の又人凡ハ
よりゆゑ中ほどに他家ハ

非人と云は世の中の人とていふ理りなしにて
世らハ人にすまん事にて非人は
人也のすゝみ小事ん事のあはれを
あるといふ人よりは申さすかくと
非人は人也れ人の為にしよきて
故のある也や尊て云れ口ハ并に時ハ
對面よき心なるを
世人くは急ぎて人々も参はなれ人を也
竹の上にはさいふのもちて花をそ
そろまつり

世人くとは人也非人にはなして云也
賤き人くとは世間の道理の人は
云也人をも非に云は也とは代ゝに
といふ者は人とも賤き人は
家持様也の家に乗り輩遍派
素性等の世間の道理にはなして云
ある也

110X
341
10